

岐阜市立女子短期大学教員選考規程

(制定 平成 18 年 12 月 27 日)

改正 令和 4 年 2 月 24 日 令和 4 年 12 月 27 日 令和 7 年 2 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 教育公務員特例法第 3 条第 5 項の規定に基づく本学教員の採用及び昇任の選考はこの規程によるほか、「教員選考基準に関する申合せ」(平成 18 年 12 月 27 日制定)による。

(基本方針)

第 2 条 教員の選考は、第 5 条から第 9 条までに定めるそれぞれの職位の基準に該当し、かつ、人格及び見識ともに優れ、専門分野における研究能力あるいは実務経験、教育経験及び教授能力、社会貢献活動及び大学運営活動などの業績を総合的に判断して行うものとする。また、人格及び教授能力の判定に際しては、面接の実施など多様な方法を活用するものとする。

- 2 本学の基本理念・使命・目標を理解し、将来にわたって教育、研究及び社会貢献に寄与し得る教員の登用を図る。
- 3 本学の教育研究活動等において、最小の人員で最大の効果を上げ、本学の持続的な運営を図るために、教員の採用及び昇任に係る計画（以下「人事計画」という）との整合性を充分に考慮する。

(選考等の時期)

第 3 条 教員の採用及び昇任に係る選考は、次の各号の時期までに行うものとする。

- (1) 教員の採用に係る選考 採用しようとする日の 3 か月前
- (2) 教員の昇任に係る選考 昇任させようとする日の 2 か月前

2 教員の採用及び昇任の時期は、原則 4 月 1 日とする。

3 前項の場合、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）等の法令等の遵守、若しくは本学の教育研究体制を適正に維持するために緊急に必要な配置として、学長が判断する場合は、次の各号の時期としたい旨を任命権者に申し出ることができるものとする。

- (1) 教員の採用の時期 各月の初日
- (2) 教員の昇任の時期 10 月 1 日

(人事計画の策定)

第 4 条 学長は、基本方針に基づき、人事計画を各年度において策定するものとする。ただし、年度途中において、人事計画の変更の必要が生じた場合は、変更することができるものとする。

- 2 学長は、人事計画の策定にあたり、学科長の要望を聴くものとする。
- 3 学長は、人事計画を執行部会議の議に付し、決定するものとする。
- 4 学長は、人事計画の進ちょくを管理し、学科長に必要な指示をするものとする。

(学長の責務)

第 5 条 学長は、教員の人事全般を統括する。

(教授の選考基準)

第 6 条 教授は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員として特に優れた能力を

有すると認められる者。

- (1) 博士の学位（外国の大学等で授与された学位を含む。）を有し、研究上で特に優れた業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号と同等と認められる者。
- (3) 芸術上の業績がとくに優れている者又は実的な技術に特に秀でている者。
- (4) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授または准教授の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。以下同じ。）を有する者は、上の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ教育業績、大学運営や社会活動などに関する業績が特に秀でている者。
- (5) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上特に優れた業績のある者。
- (6) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

（准教授の選考基準）

第7条 准教授は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員として優れた能力を有すると認められる者。

- (1) 修士以上（外国の大学等で授与された学位を含む。以下同じ。）の学位を有し、研究上で優れた業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号と同等と認められる者。
- (3) 芸術上の業績が優れている者また実的な技術において秀でている者。
- (4) 大学又は高等専門学校において、准教授または専任講師、助教の経歴を有する者は、上の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ教育業績、大学運営や社会活動などに関する業績が優れている者。
- (5) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上優れた業績のある者。
- (6) 特定の分野について、優れた知識及び経験を有する者。

（専任講師の選考基準）

第8条 専任講師は、前条の准教授に準ずる業績ないし技術、あるいは経験を有し、大学または高等専門学校における経歴は専任講師ないし助教の者。

（助教の選考基準）

第9条 助教は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員としての能力を有する者。

- (1) 修士以上の学位を有し、研究上の業績がある者。
- (2) 研究上の業績が前号と同等と認められる者。
- (3) 芸術上の業績がある者または実的な技術を持つ者。
- (4) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績がある者。
- (5) 特定の分野について、知識及び経験を有する者。

（助手の選考基準）

第10条 助手は、次の各号のいずれかに該当するとともに、本学の教員としての能力を有する

者。

- (1) 学士（外国の短期大学等で授与された学位を含む）以上の学位を有する者。
- (2) 前号に準ずる能力を有すると認められる者。なお、管理栄養士の資格を有する者は学士に準ずるものとする。

（採用の手続き）

第 11 条 本学の教員の採用は、基本方針を踏まえ、学科会議の議を経て学科長が教員募集要項を添付して学長に申出をするものとする。

- 2 学長は、申出の内容を確認し、教授会に諮るものとする。

（教員の公募）

第 12 条 教員の採用は公募を原則とし、公募に関する必要事項は岐阜市立女子短期大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）が定める。

- 2 公募に際しては、応募者に以下の書類等の提出を求める。
 - (1) 履歴書（様式 1）。英文など外国語による記載の場合は、様式 1 の趣旨に準じて記載するものとする。
 - (2) 卒業証明書又は学位記（写でも可）。
 - (3) 研究業績目録（様式 2）。
 - (4) 研究業績（別刷りでも可）。
 - (5) 主要業績 3 編までの要旨（様式 3）。
 - (6) 教育歴がある場合は教育歴と、その他の諸活動の業績書（様式 4）。
 - (7) 本学での教育研究活動に関する抱負
 - (8) その他教員人事委員会が必要と認めた書類等。
- 3 助手の公募にあたっては、前項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる書類の提出を要しない。

（昇任の手続き）

第 13 条 本学教員の昇任は、基本方針を踏まえ、該当者の所属する学科長、及び該当者より上位の職にある教員 2 名と合わせて 3 名からの推薦を受けて当該学科長が学長に申出をするものとする。

- 2 学長は、申出の内容を確認し、教授会に諮るものとする。
- 3 昇任審査に際して、該当者は以下の書類等を提出するものとする。
 - (1) 履歴書（様式 1）。
 - (2) 研究業績目録（様式 2）。
 - (3) 前回の昇任または採用以後の研究業績（別刷りでも可）。
 - (4) 主要業績 3 編までの要旨（様式 3）。
 - (5) 本学での大学運営・教育歴、その他の諸活動の業績書（様式 4）。
 - (6) 推薦書
 - (7) 教員活動実績データ

（非常勤の講師の採用選考）

第 14 条 学科長は、当該学科の非常勤の講師の採用について、その選考を行う必要が生じた場合、学科会議の議を経て、学長の承認を得るものとする。

2 採用候補者の選考は、採用候補者から提出された次に掲げる資料を持って、教務委員会において選考を行う。

(1) 履歴書

(2) 教育研究業績書

(3) 担当する授業科目に関連する著書、学術論文、開発した教材等

3 選考は、採用候補者の経歴及び実績等に基づき、授業科目の担当適格性について行う。

4 教務委員会は、選考結果を教授会に諮るものとする。

(委任、報告)

第 15 条 教授会は、第 11 条第 2 項または第 13 条第 4 項の規定に基づき諮られた教員の採用又は昇任の選考審査を認めた場合は、教授会規程第 8 条の規定に基づき、教員人事委員会に審議、決定を委任し、その報告を受ける。

(選考制限)

第 16 条 教員の採用又は昇任に係る候補者等として選考されなかった者は、その日から 1 年を経過した後でなければ、同一職位による選考の対象とすることはできない。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。